

(例規 25)

陸幕人計第 130 号
19. 3. 23

改正 平成 19 年 3 月 28 日陸幕法第 61 号
平成 23 年 3 月 30 日陸幕人計第 193 号
平成 29 年 3 月 24 日陸幕人計第 161 号
平成 30 年 3 月 27 日陸幕人教第 192 号
令和 3 年 3 月 25 日陸幕人教第 196 号
令和 7 年 3 月 14 日陸幕人教第 279 号

平成 21 年 2 月 3 日陸幕法第 10 号
平成 25 年 3 月 29 日陸幕人計第 179 号
平成 29 年 3 月 24 日陸幕人計第 162 号
令和 2 年 3 月 23 日陸幕人教第 241 号
令和 5 年 3 月 27 日陸幕人教第 425 号

陸上総隊司令官
各 方 面 総 監
各 部 隊 長 殿
各 機 関 の 長

陸 上 幕 僚 長
(公 印 省 略)

防衛大臣感謝状贈与候補者の上申について (通達)

自衛隊記念日に伴う標記について、別紙のとおり実施されたい。
なお、陸幕総第 571 号 (51.6.3) (例規 24) は廃止する。

添付書類：別紙

防衛大臣感謝状贈与候補者上申要領

1 目 的

防衛大臣感謝状を贈与する候補者（以下「候補者」という。）の上申要領を定めるものである。

2 上申の対象

- (1) 防衛協力功労者（一般功労、就職援護功労及び予備自衛官等雇用功労）
自衛隊に協力し、又は自衛隊を援助して、その功労が著しいと認められる隊員以外の者又は団体とする。
なお、上申要領は付紙第1のとおりとする。
- (2) 自衛官募集功労者
自衛官の募集に関し、その功労が著しいと認められる地方公共団体若しくはその職員又は一般募集功労者とする。
なお、上申要領は付紙第2のとおりとする。

3 上申件数

- (1) 防衛協力功労者
 - ア 一般功労
陸上総隊司令官は2件以内、方面総監は5件以内、防衛大臣直轄部隊又は機関の長は各1件とする。
 - イ 就職援護功労
方面総監は5件以内とする。
 - ウ 予備自衛官等雇用功労
別に示す。
- (2) 自衛官募集功労者
別に示す。

4 上申書類

- (1) 防衛協力功労者
 - ア 個 人
 - (ア) 感謝状贈与候補者上申名簿（防衛協力功労者・個人）
 - (イ) 個人功労調書
 - (ウ) 履歴書
 - イ 団 体
 - (ア) 感謝状贈与候補者上申名簿（防衛協力功労者・団体）
 - (イ) 団体功労調書
 - (ウ) 事業経歴書

注： 候補者が、防衛協力会、自衛隊協力会その他防衛省関係協力団体等である場合又はそれらの団体等に在籍している場合には、会則を1部添付するものとする。

(2) 自衛官募集功労者

ア 地方公共団体及び学校の職員

- (ア) 感謝状贈与候補者上申名簿（自衛官募集功労者・個人）
- (イ) 個人功労調書（自衛官募集功労）
- (ウ) 履歴書
- (エ) 自衛官募集功労調書付属書

イ 自衛官募集相談員

- (ア) 感謝状贈与候補者上申名簿（自衛官募集功労者・個人）
- (イ) 個人功労調書（自衛官募集功労）
- (ウ) 募集・広報活動実績調書
- (エ) 履歴書

ウ 地方公共団体及び学校

- (ア) 感謝状贈与候補者上申名簿（自衛官募集功労者・団体）
- (イ) 団体功労調書（自衛官募集功労）
- (ウ) 自衛官募集功労調書付属書

(3) 上申書類の様式

別に示す。

(4) 上申書類の提出部数

上申する候補者毎、各1部

5 上申期限

別に示す。

6 留意事項

(1) 重視する功労者

功労者の選考に当たっては、栄典（叙勲及び褒章）の授与に繋がる功労者の推薦を重視すること。

ア 防衛協力功労者

- (ア) 各都道府県の退職自衛官の就職援護協力団体会長（現役員含む。）
- (イ) 部外の委託医師

イ 自衛官募集功労者

自衛官募集相談員

(2) 候補者の選考に当たっては、防衛省との形式的な関係にとらわれず、実質的に功労のあったことを確認して慎重に行うものとし、また、候補者が特定の分野に偏ったり、社会的に知名度の高い者のみを対象としたりすることのないよう広く選考するものとする。

なお、候補者の功労に関係する部隊等が他にある場合は、その部隊等と調整を行うものとする。

- (3) 提出書類の作成に当たっては、候補者の現住所、氏名、職名等について特に正確を期すものとする。
- (4) 候補者の上申に当たっては、候補者及びその関係者に対し、当該候補者が贈与を受ける者として決定されるまでの間、上申、選考等の情報が漏れることのないよう厳に注意するものとする。
- (5) 上申順位については、防衛協力功労者の場合は、個人・団体を区別せず、このうち、特に就職援護功労者並びに予備自衛官及び即応予備自衛官の雇用功労者については、その他の一般功労者とは区別して付すものとする。
- (6) 上申の宛先は、陸上幕僚長（人事教育部長気付）とする。

防衛協力功労者上申要領

- 1 次の事項について、功労が著しいと認められるもの
 - (1) 施設の取得及び管理
 - (2) 装備品等の管理
 - (3) 福利厚生施設等の設置及び管理
 - (4) 広報（オピニオン・リーダーを含む。）
 - (5) 自衛隊の行動
 - (6) 教育訓練
 - (7) 就職援護（退職自衛官の就職援護協力団体会長を含む。）
 - (8) 防衛基盤の育成
 - (9) 防衛産業基盤の維持及び強化
 - (10) 渉外
 - (11) 予備自衛官及び即応予備自衛官の雇用
 - (12) 保健衛生
 - (13) その他防衛省の所掌事務の遂行に必要な事項。ただし、自衛官の募集事務に関するものを除く。
- 2 当該功労について、原則としておおむね10年以上の実績を有すること。
ただし、特に必要がある場合は、この限りではない。
- 3 過去において、防衛大臣の感謝状（東日本大震災の支援等に対する防衛大臣の特別感謝状は除く。）を贈与された者でないこと。
ただし、既に防衛大臣の感謝状を贈与されている場合で、贈与後10年以上の実績を有し、引き続き功労が認められる場合（異なる事項による功労の場合及び功労が複数の機関等に認められる場合並びに過去の贈与が自衛官募集功労の場合は、贈与後、原則としておおむね5年以上の実績を有するとき）は、この限りでない。
- 4 一般功労及び就職援護功労は、原則として陸上幕僚長から既に感謝状の贈与が行われ、更に具体的な業績の累積があること。
- 5 予備自衛官等雇用功労は、方面総監感謝状（一般功労、就職援護功労、予備自衛官等雇用功労のいずれか）を既に贈与されている企業等であること。
なお、予備自衛官等雇用功労上申基準数は、別に示す。

自衛官募集功労者上申要領

1 次の要件に該当して、功労が著しいと認められる者

(1) 地方公共団体又はその職員

管轄する地域からの自衛官候補生入隊者が過去3年間にわたり継続して期待数以上であり、かつ、地方協力本部の募集業務遂行に積極的に協力した地方公共団体又は当該地方公共団体に勤務する職員

(2) 一般募集功労者

ア 学校又はその職員

過去3年間において自衛官候補生及び各種の入隊者（入校者）の総計が30名以上の実績を有する学校又は学校に勤務する職員

イ 自衛官募集相談員

(ア) 自衛官募集相談員委嘱後、10年以上従事した者

(イ) 次のいずれかの功績を有している者

（功労者多数の場合、aを優先）

a 5名以上の各種入隊（入校）実績を有している者

b 募集・広報活動を180回以上実施した者

属紙「募集・広報活動の内容」

2 上申及び過去の感謝状の贈与

(1) 地方公共団体又はその職員

既に方面総監の感謝状を贈与されていること。

（既に防衛大臣感謝状を贈与されている場合は、直近の贈与後、5年以上を経過していること。）

(2) 一般募集功労者

既に方面総監の感謝状を贈与されていること。

（既に防衛大臣感謝状を贈与されている場合は、直近の贈与後、10年以上（防衛協力功労により贈与されている場合は、原則としておおむね5年以上）を経過していること。）

募集・広報活動の内容

区 分	活動内容
募集活動	市街地等（地域イベント・鉄道駅）、公共施設、商業施設における対象者等に対する募集活動
	中学校・高校・大学、専門学校等における対象者等に対する募集活動（P T A等を通じた職場体験（防災講話を含む。））
	各地本等に対する募集対象適齢者の紹介（相談員の職場、居住地、交友関係等を活用した活動）
	入隊激励会、入隊（修了）式等への参加
	その他
広報活動	勤務先等（学校（教員）、職場、商業施設等）での広報
	募集・広報用ポスター掲示、パンフレット設置等（掲示及び設置場所の開拓を含む。）
	募集・広報用看板設置（設置場所の開拓を含む。）
	各地方公共団体等に対する自衛官募集用横断幕等掲示、街頭モニター等でのCM放映、FMラジオ番組出演の調整
	各自治体への自衛官募集に関する働きかけ、各地方公共団体主催の防災訓練における広報活動の調整等
	各自衛隊駐屯地及び基地研修への参加（自衛隊に対する勉強会を含む。）
	個人、勤務先等におけるSNSを活用した広報
	その他
募集相談員 連絡協議会	自衛官募集相談員候補者の紹介
	募集事務所及び担当広報官との情報交換
	協議会に関する活動（各地域活動を含む。）及び役員として各会員等への働きかけ等